

**第7期蕨市障害福祉計画  
第3期蕨市障害児福祉計画**

**(案)**

**令和6(2024)年3月**

**蕨市**



## ◆ 目 次 ◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと期間	8
第2章 障害者（児）の現状	11
1 障害のある人の数の推移	13
2 障害福祉サービス等の利用状況	17
3 地域資源の状況	23
4 アンケート調査結果	25
5 団体ヒアリング結果	36
第3章 障害福祉サービス等の推進	39
1 数値目標（成果目標）・活動指標	41
2 障害福祉サービス等の見込量	51
第4章 計画の推進	61
1 計画の推進のために	63
2 推進体制の整備	63
資料編	65
1 蕨市障害福祉計画等策定懇談会設置要綱	67
2 蕨市障害福祉計画等策定懇談会委員名簿	68
3 計画策定経過	69



## 第 1 章

# 計画策定にあたって



# 1 計画策定の背景と趣旨

蕨市では、令和3（2021）年3月に、障害者基本法に基づく「蕨市障害者計画」と、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「第6期蕨市障害福祉計画」「第2期蕨市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまちの実現を目指して、施策を推進してきました。

「第6期蕨市障害福祉計画及び第2期蕨市障害児福祉計画」の計画期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は、新型コロナウイルス感染症という前例のない感染症への対応が求められた期間でしたが、「感染症の拡大に十分に配慮しながら必要なサービスを継続して提供する」という方針のもと、障害のある人やその家族への適切な情報提供や支援に取り組むとともに、障害福祉サービスを提供する事業者に向けた支援等も行ってきました。

また、近年の障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）の制定等の動きがみられました。

さらに、令和4（2022）年12月に公布され、令和6（2024）年4月施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じられました。

このような状況を踏まえ、蕨市は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める「第7期蕨市障害福祉計画」「第3期蕨市障害児福祉計画」を策定するものです。

## 【障害者施策をめぐる近年の動き】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行	医療的ケア児及びその家族からの相談対応、情報提供、助言等に加え、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報提供及び研修を行う「医療的ケア児支援センター」の設置が推進されています。（令和3年6月公布、令和3年9月施行）
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行	障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる分野の活動に参加できるようにするため、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するために制定されました。（令和4年5月公布・施行）
「障害者総合支援法」等の改正	令和4年の改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、共同生活援助の支援内容を法律上明確化することや、「就労選択支援」の創設、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められています。（令和4年12月公布・施行）
「精神保健福祉法」の改正	令和4年の障害者総合支援法改正により、精神保健福祉法についても、医療保護入院の見直しや、「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等改正されました。（令和4年12月公布・施行）
「こども基本法」の施行	全てのこどもや若者が、自分らしく幸せな生活ができる社会を目指し、国・都道府県・市町村など社会全体で、こどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくため、こども家庭庁の創設と同時に施行されました。（令和4年6月公布、令和5年4月施行）
「障害者基本計画（第5次）」の策定	計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間。計画の基本的方向として、①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、②安全・安心な生活環境の整備、③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、④防災、防犯等の推進、⑤行政等における配慮の充実、⑥保健・医療の推進、⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進、⑧教育の振興、⑨雇用・就業、経済的自立の支援、⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興、⑪国際社会での協力・連携の推進などが示されました。（令和5年3月制定）

「障害者差別解消法」の改正

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、令和3年5月の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。（令和3年5月改正、令和6年4月施行）

「障害者総合支援法」の対象となる難病の追加

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病（難病）について、開始当初は130疾病（平成25年度）でしたが、順次範囲の拡大が行われ、令和6年4月からは369疾病が対象となる見込みです。（令和6年4月から）

## ◎障害福祉計画に係る基本指針の主な内容

(令和5年5月19日「基本的な指針の一部改正について」厚生労働省通知より)

### 【主なポイント】

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

#### ⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

- ・この計画は、国の「障害者基本計画」及び「埼玉県障害者支援計画」の内容を踏まえるとともに、新たな「将来ビジョン」、蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、わらび健康アップ計画、蕨市子ども・子育て支援事業計画など、市の他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- ・この計画は、アンケート調査や懇談会、団体ヒアリングなどによる市民意見を反映して策定しています。

#### 《 障害福祉計画 》

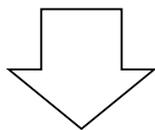
障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

#### 《 障害児福祉計画 》

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

■ 「障害福祉計画」 「障害児福祉計画」 の位置付け ■

新たな「将来ビジョン」



《障害分野の各計画イメージ》

**障害者計画**

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

**障害福祉計画**

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

**障害児福祉計画**

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

## (2) 計画の期間

「第7期蕨市障害福祉計画」、「第3期蕨市障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。なお、いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (3) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者や難病患者等、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）など）や高次脳機能障害のある人、認知症の人なども含まれます。

なお、「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者や難病患者等のうち18歳未満である人をいいます。

この計画は、障害者及びその家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進するものです。

#### ■ 「障害者」という表現について ■

障害のある人を適切に表現するには難しい面があり、障害を特別視して「障害者」としてひとくくりに表したり、これと対比した表現として「健常者」が用いられたりすることもあります。

しかしながら、障害はその人の一部分にすぎないこと、障害の中には社会制度や生活環境の不十分さにより生じているものも少なくないという視点からは、いずれも適切さに欠ける面があります。そのため、この計画の中では、「障害のある人・ない人」という表現を用いています。なお、法律上の名称や、文脈上やむをえない場合には「障害者」という表現を用いることもありますが、その場合も、障害はその人の一部分に過ぎないという考えを踏まえたものとして用いています。

## 第 2 章

# 障害者（児）の現状



# 1 障害のある人の数の推移

障害のある人の数（令和4（2022）年度3月末現在・各手帳所持者数）は全体で2,950人、その内訳は身体障害のある人が1,804人、知的障害のある人が421人、精神障害のある人が725人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害のある人は2.38%、知的障害のある人の割合は0.55%、精神障害のある人は0.96%となっています。

総人口に占める身体障害の割合は、わずかながら減少傾向、知的障害は横ばい、精神障害は増加傾向で推移しています。

■ 障害のある人の数 ■

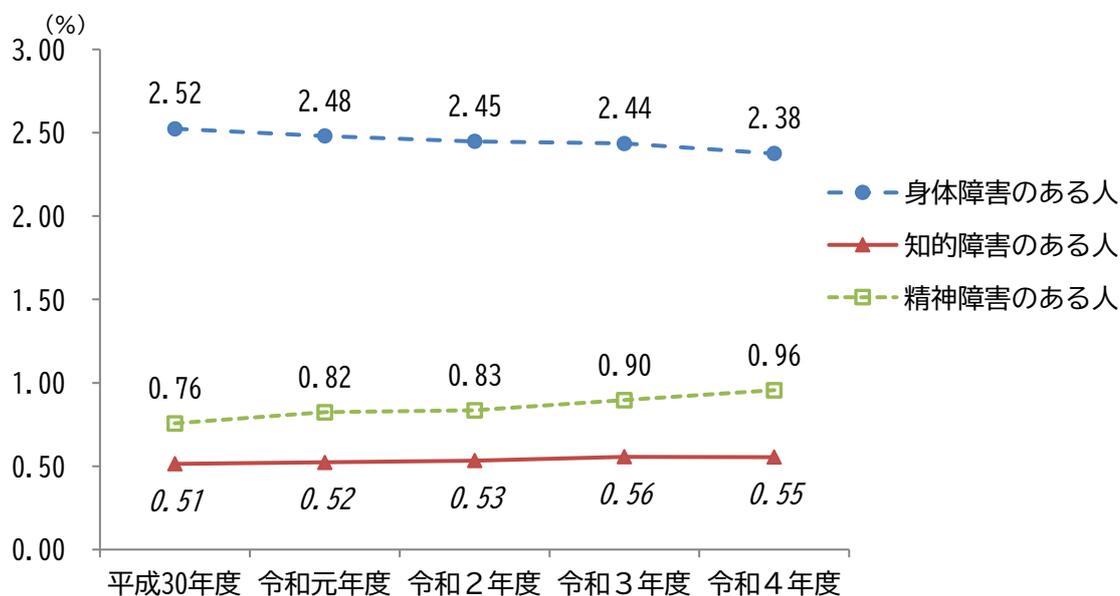
（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	75,254	75,654	75,841	75,313	75,915
身体障害のある人	1,900	1,877	1,857	1,835	1,804
知的障害のある人	387	395	404	419	421
精神障害のある人	569	623	633	675	725

資料：市民課（翌年度4月1日現在総人口）

：福祉総務課・保健センター（各年度末現在手帳所持者数）

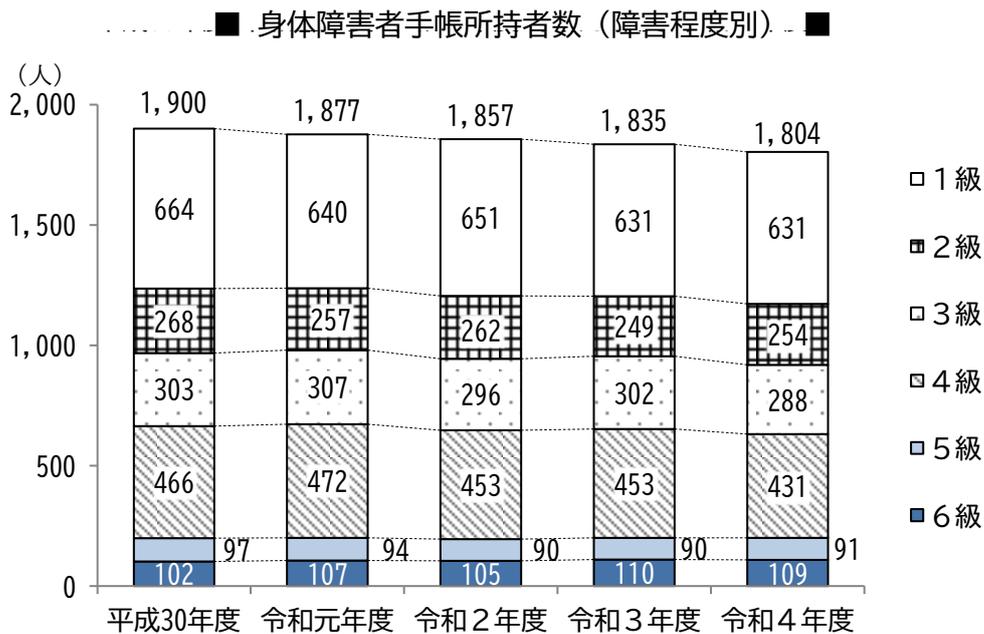
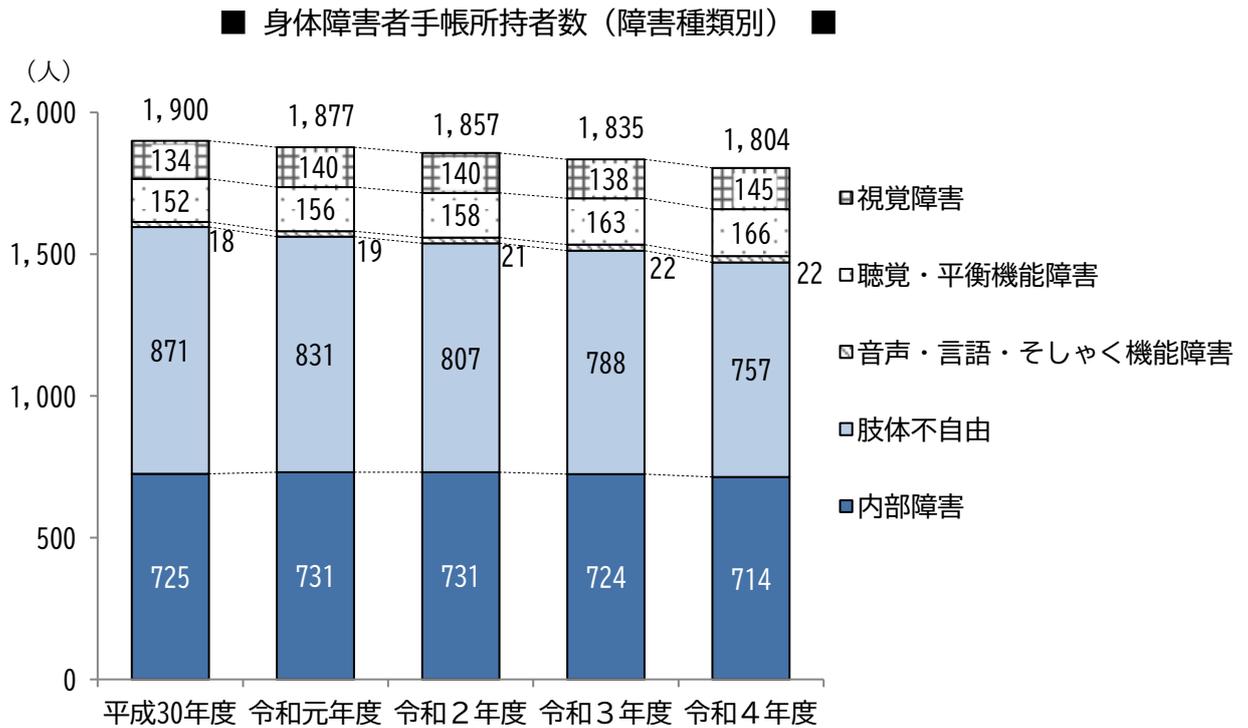
■ 総人口に占める障害のある人の割合の推移 ■



## (1) 身体障害のある人

令和4（2022）年度3月末現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が757人（全体の42.0%）と最も多く、次いで内部障害714人（同39.6%）、聴覚・平衡機能障害166人（同9.2%）、視覚障害145人（同8.0%）の順となっています。平成30（2018）年度以降、肢体不自由、内部障害はともに減少傾向にあります。

また、障害程度別では1級の占める割合が多くなっています。

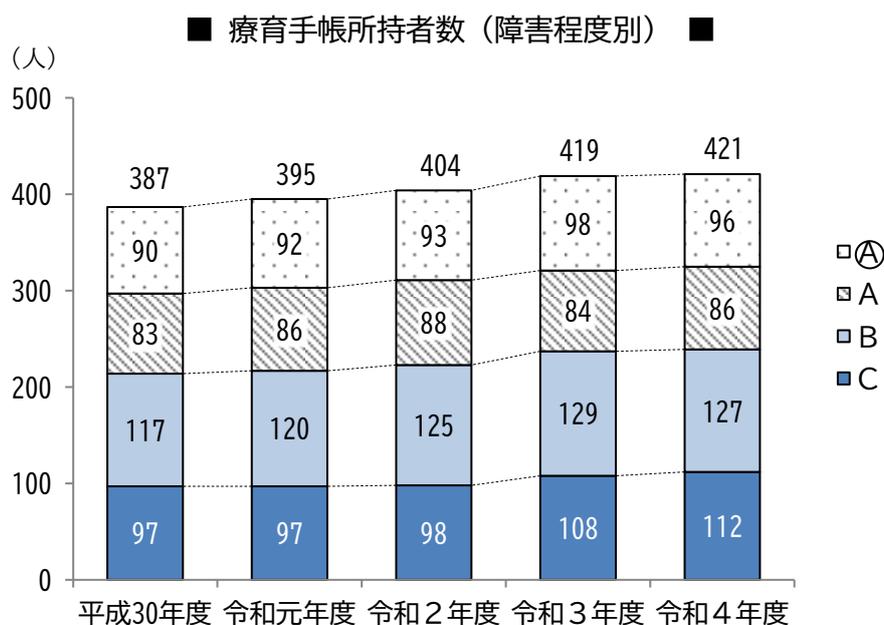


資料：福祉総務課（各年度末現在）

## (2) 知的障害のある人

令和4（2022）年度3月末現在における知的障害の程度別の状況は、㊤（最重度）が96人（全体の22.8%）、A（重度）が86人（同20.4%）、B（中度）が127人（同30.2%）、C（軽度）が112人（同26.6%）となっています。

知的障害のある人の総数は令和2（2020）年度に400人を超えています。平成30（2018）年度の状況と比較すると、全体的に微増の傾向です。

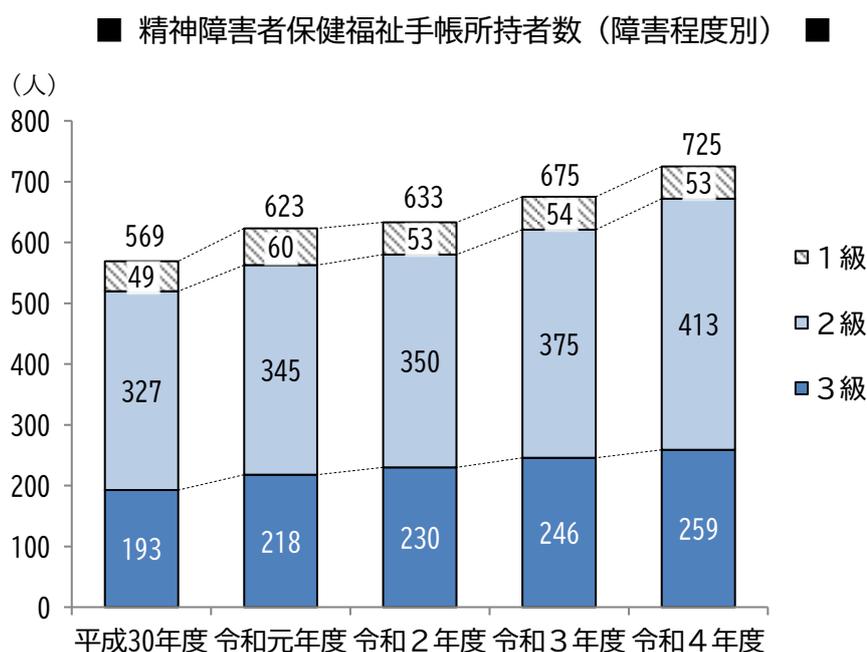


資料：福祉総務課（各年度末現在）

### (3) 精神障害のある人

令和4（2022）年度3月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1級が53人（手帳所持者数合計の7.3%）、2級が413人（同57.0%）、3級が259人（同35.7%）となっています。

平成30（2018）年度の状況と比較すると、1級は増減を繰り返しながら推移しています。2級と3級はどちらも増加であり、2級は約27%、3級は約34%の増加率となっています。



資料：保健センター（各年度末現在）

## 2 障害福祉サービス等の利用状況

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画における障害福祉サービス等の計画値と実績値は、以下のようになっています。

※「実績値」の数値は特に断りのない限り10月利用分実績を表示しています。

### (1) 障害福祉サービスの実績

#### 訪問系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	2,229 時間 132 人	2,868 時間 128 人	時間 人	2,640 時間 110 人	2,760 時間 115 人	2,890 時間 120 人

※数値は訪問系サービス全体。一月当たりの利用時間及び利用人数

#### 日中活動系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	72 人 1,288 人日	69 人 1,066 人日	人 人日	68 人 1,496 人日	70 人 1,540 人日	72 人 1,584 人日
自立訓練 (機能訓練)	1 人 21 人日	3 人 42 人日	人 人日	2 人 44 人日	2 人 44 人日	2 人 44 人日
自立訓練 (生活訓練)	7 人 149 人日	10 人 150 人日	人 人日	5 人 110 人日	5 人 110 人日	5 人 110 人日
就労移行支援	27 人 521 人日	28 人 480 人日	人 人日	30 人 600 人日	35 人 700 人日	40 人 800 人日
就労継続支援 (A型)	16 人 317 人日	16 人 294 人日	人 人日	25 人 450 人日	27 人 486 人日	29 人 522 人日
就労継続支援 (B型)	92 人 1,442 人日	107 人 1,616 人日	人 人日	85 人 1,870 人日	87 人 1,914 人日	89 人 1,958 人日
就労定着支援	10 人	9 人	人	10 人	12 人	14 人
療養介護	9 人	9 人	人	9 人	9 人	9 人
短期入所 (福祉型)	26 人 202 人日	23 人 184 人日	人 人日	45 人 315 人日	50 人 350 人日	55 人 385 人日
短期入所 (医療型)	1 人 2 人日	1 人 2 人日	人 人日	1 人 2 人日	1 人 2 人日	1 人 2 人日

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

※生活介護は施設入所者の利用者を除く

## 居住系サービス

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	59人分	59人分	人分	50人分	52人分	54人分
施設入所支援	49人分	54人分	人分	47人分	47人分	47人分
自立生活援助	0人分	0人分	人分	1人分	1人分	1人分

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

## 相談支援

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	95人分	116人分	人分	60人分	62人分	64人分
地域移行支援	0人分	0人分	人分	1人分	1人分	1人分
地域定着支援	0人分	0人分	人分	1人分	1人分	1人分

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数

## (2) 地域生活支援事業の実績

### 理解促進研修・啓発事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施	実施		実施	実施	実施

### 自発的活動支援事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施		実施	実施	実施

### 相談支援事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	か所	3 か所	3 か所	3 か所
基幹型相談支援 センター	実施	実施		実施	実施	実施
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施		実施	実施	実施

### 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	3 件	4 件	件	2 件	2 件	2 件
成年後見制度 法人後見支援事業	—	—		—	—	—

### 日常生活の支援

#### ① 意思疎通支援事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	182 件	224 件	件	310 件	330 件	350 件
要約筆記者派遣事業	6 件	7 件				
手話通訳者設置事業	—	—		1 人	1 人	1 人

## ② 日常生活用具給付等

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	1,232 件	1,301 件	件	件	1,420 件	1,420 件
介護・訓練支援用具	1 件	2 件	件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	12 件	8 件	件	6 件	6 件	6 件
在宅療養等支援用具	0 件	7 件	件	4 件	4 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	8 件	5 件	件	8 件	8 件	8 件
排泄管理支援用具	1,209 件	1,279 件	件	1,400 件	1,400 件	1,400 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	0 件	件	1 件	1 件	1 件

※ 数値は、各年度の延件数

## ③ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	0 人	3 人	人	3 人	3 人	3 人

※ 数値は、各年度の養成講習修了者の人数

## ④ 移動支援事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	662 人分 11,046 時間	701 人分 12,012 時間	人分 時間	780 人分 14,500 時間	780 人分 14,500 時間	780 人分 14,500 時間

※数値は、各年度の延件数

## 地域活動支援センター事業

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター利用者数	61 人	62 人	人	152 人	152 人	152 人
市内センター利用	59 人	60 人	人	150 人	150 人	150 人
市外センター利用	2 人	2 人	人	2 人	2 人	2 人

### その他の事業（任意事業）

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	98 件	172 件	件	24 件	24 件	24 件
更生訓練費給付事業	231 件	233 件	件	132 件	144 件	156 件
日中一時支援事業	224 件	250 件	件	250 件	262 件	274 件
社会参加促進事業計	1 件	2 件	件	3 件	3 件	3 件
自動車運転免許取得 助成事業	0 件	2 件	件	1 件	1 件	1 件
自動車改造助成事業	1 件	0 件	件	2 件	2 件	2 件

※数値は、各年度の延件数

### (3) 障害児支援等の実績

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	75 人 895 人日	93 人 1,014 人日	人 人日	53 人 636 人日	63 人 756 人日	73 人 876 人日
医療型 児童発達支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	人 人日	1 人 10 人日	1 人 10 人日	1 人 10 人日
放課後等 デイサービス	104 人 1,437 人日	126 人 1,733 人日	人 人日	110 人 1,320 人日	115 人 1,380 人日	120 人 1,440 人日
保育所等 訪問支援	20 人 67 人日	28 人 77 人日	人 人日	6 人 12 人日	8 人 16 人日	10 人 20 人日
居宅訪問型 児童発達支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	人 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日	1 人 1 人日

※数値は一月当たり、「人」は利用者実人数、「人日」は月利用者延人数

### 障害児相談支援

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児 相談支援	49人分	71人分	人分	35人分	40人分	45人分

### 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	1か所	1か所	か所	1か所	1か所	1か所

### 医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整するコーディネーターの配置数

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	2人	2人	人	2人	3人	3人

### 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	1か所	1か所	か所	1か所	1か所	1か所

### 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

サービス名	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1か所	1か所	か所	か所	か所	2か所

### 3 地域資源の状況

地域の障害福祉関連施設の設置状況は、以下のとおりです。

令和5年10月現在

施設名	サービス内容	所在地
蕨市多機能型事業所 スマイラ松原	生活介護	蕨市錦町3-3-27 総合社会福祉センター内
	就労移行支援	
	就労継続支援B型	
蕨市障害者福祉センター ドリーマ松原	地域活動支援センター	蕨市錦町3-3-27 総合社会福祉センター内
	基幹相談支援センター	
	障害者就労支援センター	
糸ぐるま	地域活動支援センター	蕨市北町2-9-23
	相談支援	
つむぎ	就労継続支援B型	蕨市北町2-9-23
相談支援センター蕨塚越	相談支援（計画）	蕨市塚越7-3-7 デンパレス1 1階
相談支援センターみらいスケッチ	相談支援（計画）	蕨市中央2-14-26 アルファステージI101号
らくらく	就労継続支援B型	蕨市中央7-21-8 ツインズわらび1階
ウーリー戸田・蕨	就労継続支援B型	蕨市中央6-15-13 ロイヤルメゾン1階
生活介護事業所さや	生活介護	蕨市南町2-21-2 蕨市交流プラザさくら1階
相談支援センターまゆコム	相談支援	蕨市南町2-21-2 蕨市交流プラザさくら1階
		蕨市錦町5-4-2
児童発達支援事業所みんなそる	児童発達支援	蕨市錦町5-4-2
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
ディーキャリア蕨オフィス	就労移行支援	蕨市中央1-11-2 ユーハイツ1階101
ブロッサムワークスわらび	就労継続支援A型	蕨市南町3-5-2 ハイツ島田1階
パン工房いちょう	地域活動支援センター	蕨市中央5-16-8 中山道ハイツ1階
のどか	共同生活援助（グループホーム）	蕨市錦町5-9-22
紙ふうせん	共同生活援助（グループホーム）	蕨市錦町3-1-5
	短期入所	
LITALICOジュニア わらび教室	児童発達支援	蕨市中央1-16-38 森ビル1階
	保育所等訪問支援	
蕨地域福祉事業所 児童デイサービス「ふれんど」	放課後等デイサービス	蕨市錦町4-8-31 コーポチェリー
DEKITA 蕨	放課後等デイサービス	蕨市塚越1-11-11

施設名	サービス内容	所在地
放課後等デイサービスブルースター	放課後等デイサービス	蕨市錦町3-10-17号-2階
ヒーローズ蕨教室	放課後等デイサービス	蕨市北町2-12-9-1階
ヒーローズ蕨中央教室	放課後等デイサービス	蕨市中央5-12-11
きいとすまいる	放課後等デイサービス重心型	蕨市錦町6-4-12
TOKUZOジュニア蕨教室	児童発達支援	蕨市南町2-21-7 メゾンカトレア103号室
	放課後等デイサービス	
あすなろ学園	児童発達支援センター	戸田市美女木4-27-13
	保育所等訪問支援	
	障害児相談支援	

## 4 アンケート調査結果

計画策定にあたり、障害のある人やご家族などの生活状況や要望、障害者福祉への理解度等を把握することを目的に、「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

### (1) 調査の概要

#### 1 調査対象者及び配布・回収状況

調査名調査対象	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	1,646 件	953 件	57.9%
療育手帳所持者	354 件	164 件	46.3%
精神保健福祉手帳所持者	578 件	254 件	43.9%
障害児通所サービス利用者	206 件	90 件	43.7%
合 計	2,784 件	1,461 件	52.5%

#### 2 調査方法と調査期間

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和5（2023）年7月7日（金）～7月28日（金）

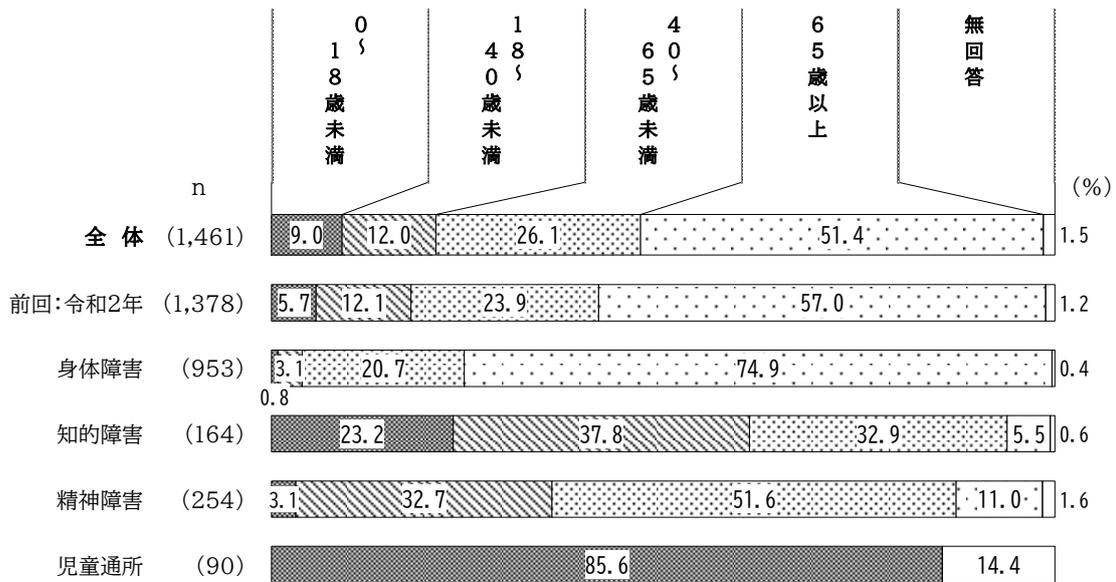
#### 3 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100%にならない場合があります。また、複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合があります。
- ・回答者数が少数の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合があります。

## (2) 調査結果

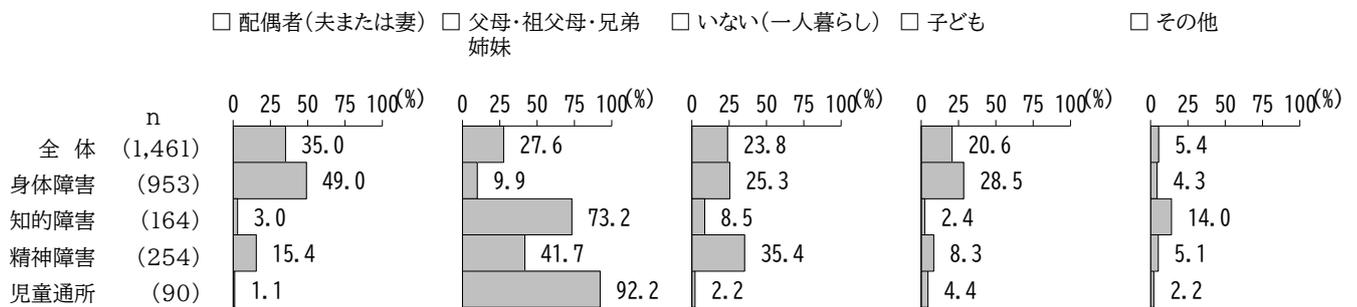
### 本人のことについて

◆年齢（令和5年7月1日現在）：身体障害では「65歳以上」が74.9%、知的障害では「18～40歳未満」が37.8%、精神障害では「40～65歳未満」が51.6%で最も多くなっています。



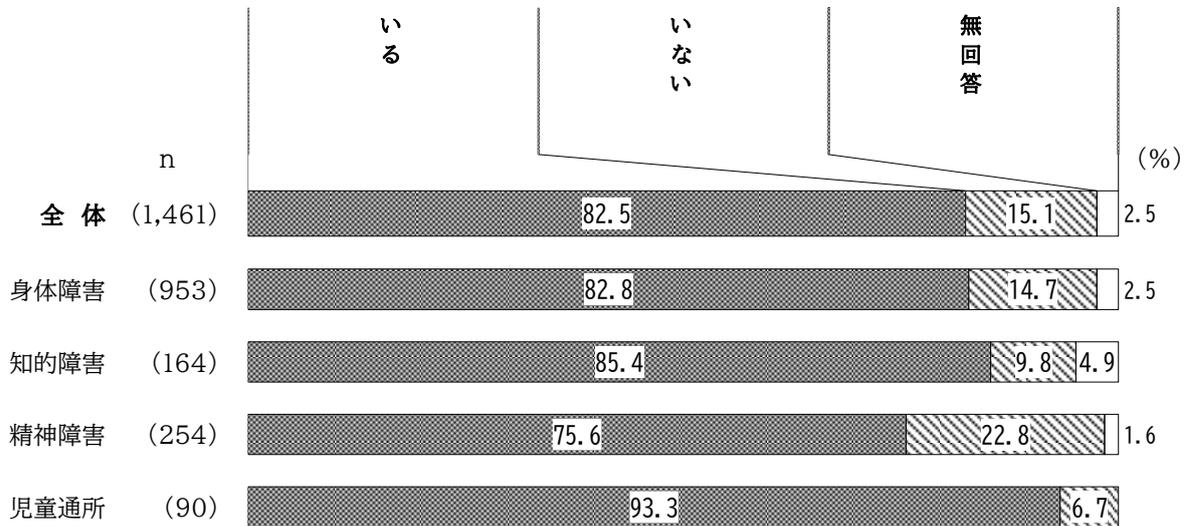
◆同居家族：身体障害では「配偶者（夫または妻）」が49.0%と他の障害区分より多く、知的障害と児童通所では「父母・祖父母・兄弟姉妹」が7割以上となっています。精神障害では「いない（一人暮らし）」も35.4%と比較的多くなっています。

（複数回答）



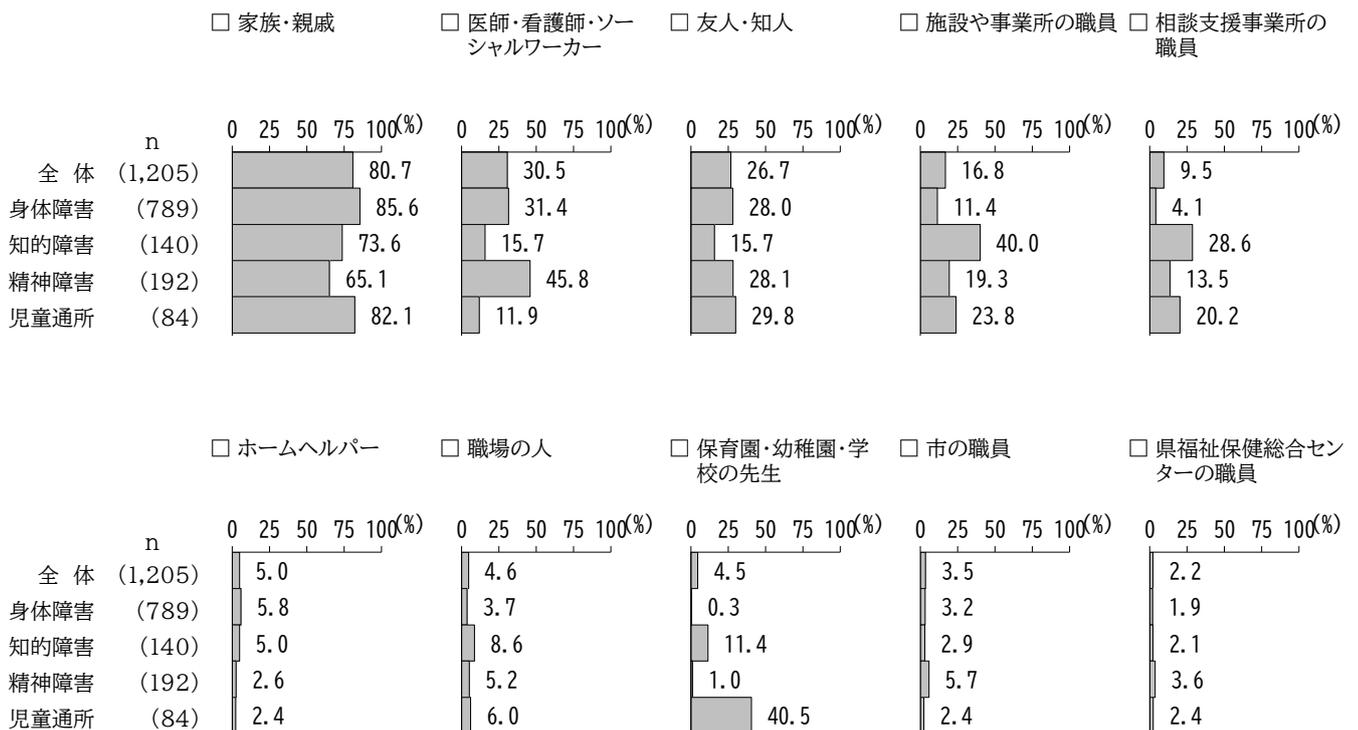
## 相談、情報入手について

◆相談相手の有無：いずれの区分でも「いる」が7割以上を占めています。精神障害では「いない」が22.8%と他の区分より多くなっています。



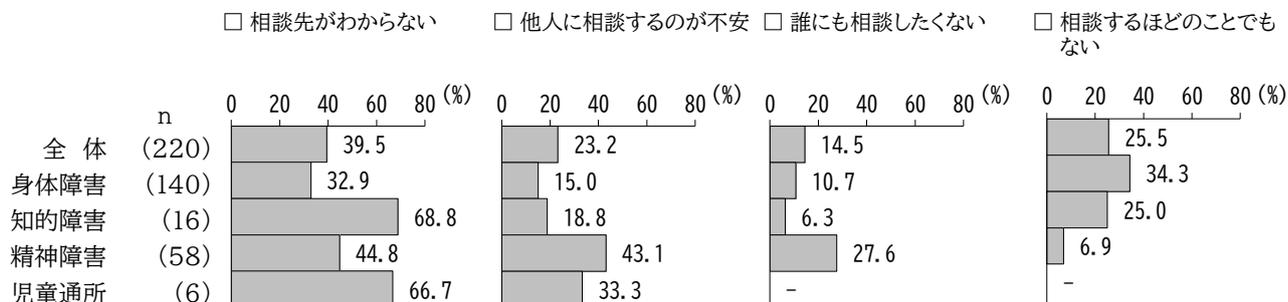
◆相談相手／機関【相談相手がいる人】：いずれの区分でも「家族・親戚」が6割以上となっており、特に身体障害と児童通所では8割台となっています。この他、精神障害では「医師・看護師・ソーシャルワーカー」が45.8%、知的障害では「施設や事業所の職員」が40.0%、児童通所では「保育園・幼稚園・学校」が40.5%と比較的多くなっています。

(複数回答／上位10項目)



◆相談相手がない理由〔相談相手がない人〕：精神障害では、「相談先がわからない」、「他人に相談するのが不安」が4割台、「誰にも相談したくない」が2割台と多くなっています。また、「相談するほどのことでもない」は身体障害で34.3%と多くなっています。

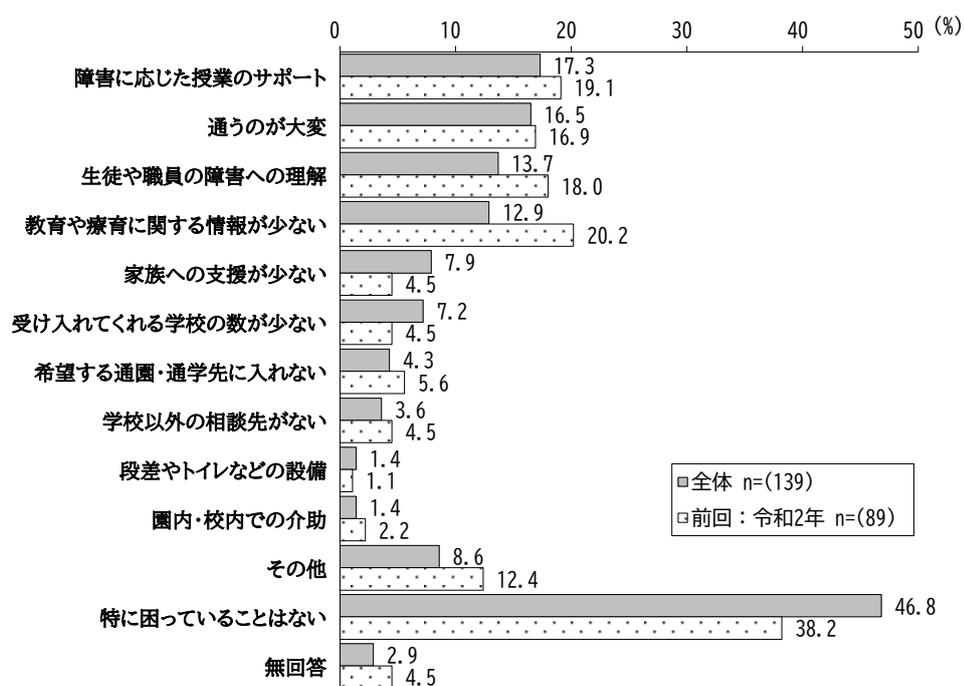
(複数回答)



## 通園・通学について

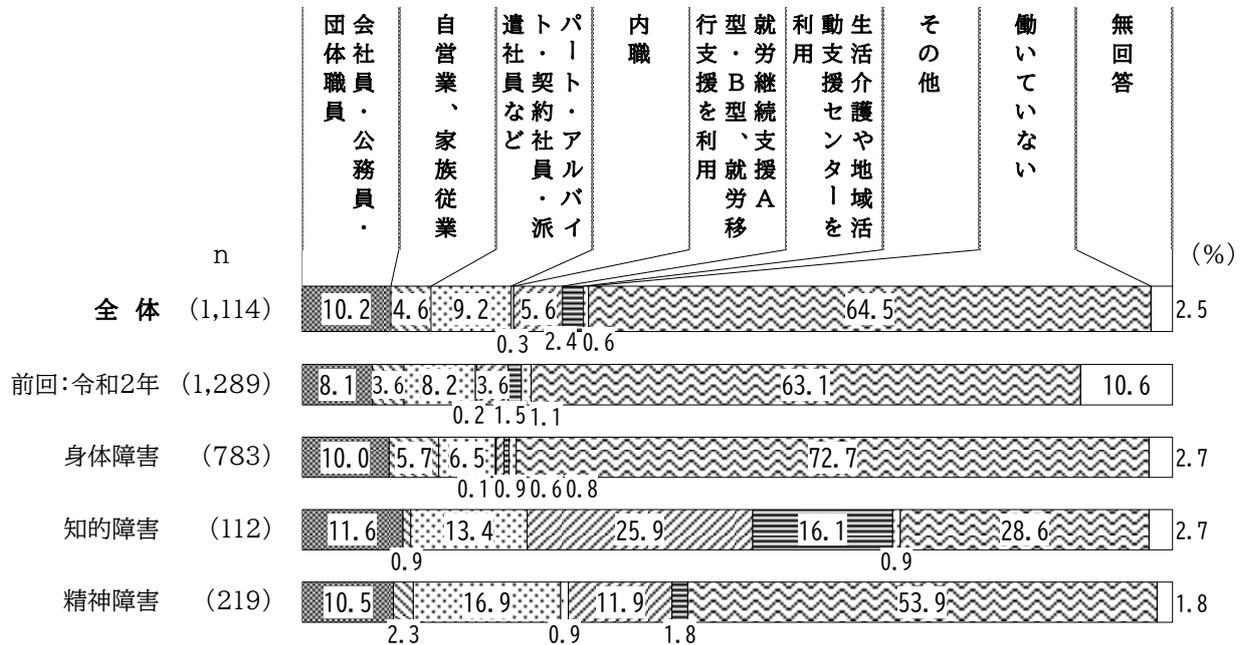
◆通園・通学での困りごと：「障害に応じた授業のサポート」、「通うのが大変」、「生徒や職員の障害への理解」、「教育や療育に関する情報が少ない」が1割台が多くなっています。前回（令和2年）との比較では、「特に困っていることはない」は前回から8.6ポイント増加しています。一方、「教育や療育に関する情報が少ない」は前回から7.3ポイント減少しています。

(複数回答)



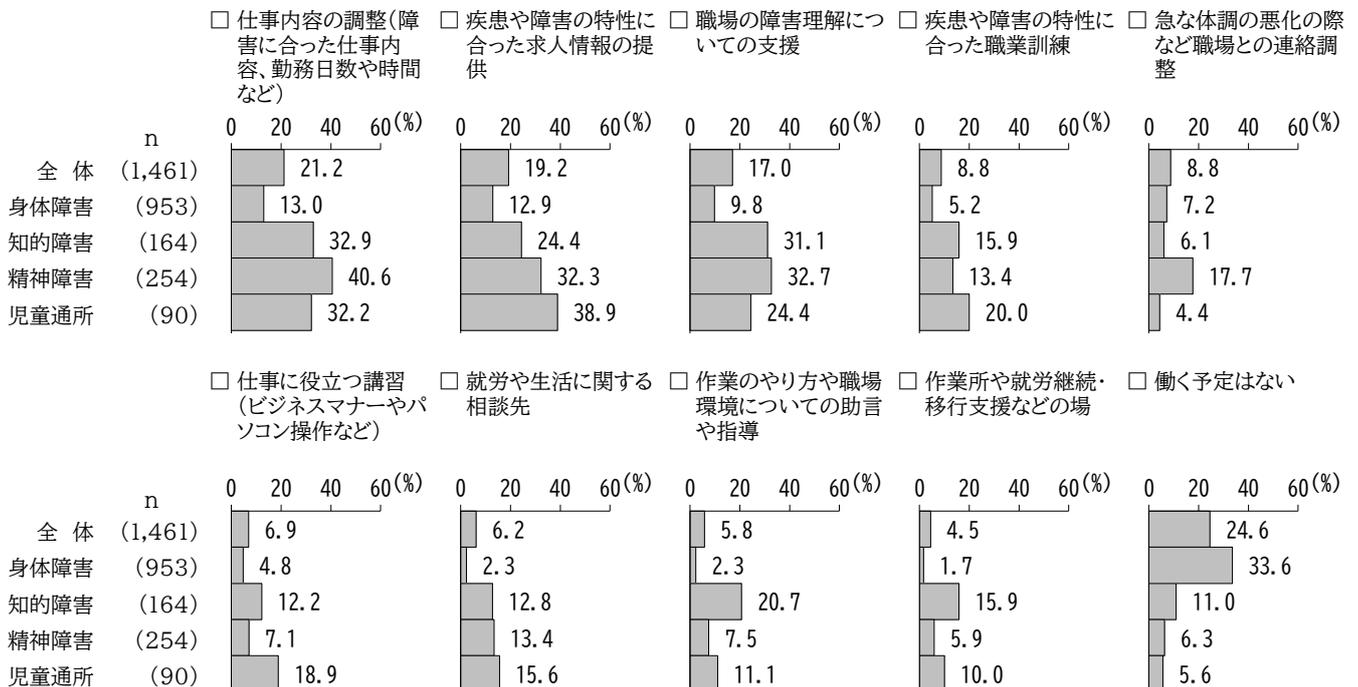
## 仕事の状況について

◆現在の就労状況：身体障害では「働いていない」が72.7%、精神障害でも53.9%となっています。知的障害では「就労継続支援A型・B型、就労移行支援を利用」が25.9%、精神障害では「パート・アルバイト・契約社員・派遣社員など」が16.9%となっています。



◆就労がしやすくなるための支援：全体での上位3項目である「仕事内容の調整（障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など）」、「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」、「職場の障害理解についての支援」は知的障害、精神障害、児童通所でいずれも多くなっています。この他、児童通所では「疾患や障害の特性に合った職業訓練」が20.0%となっています。また、知的障害では「作業のやり方や職場環境についての助言や指導」が20.7%と他の障害区分より多くなっています。

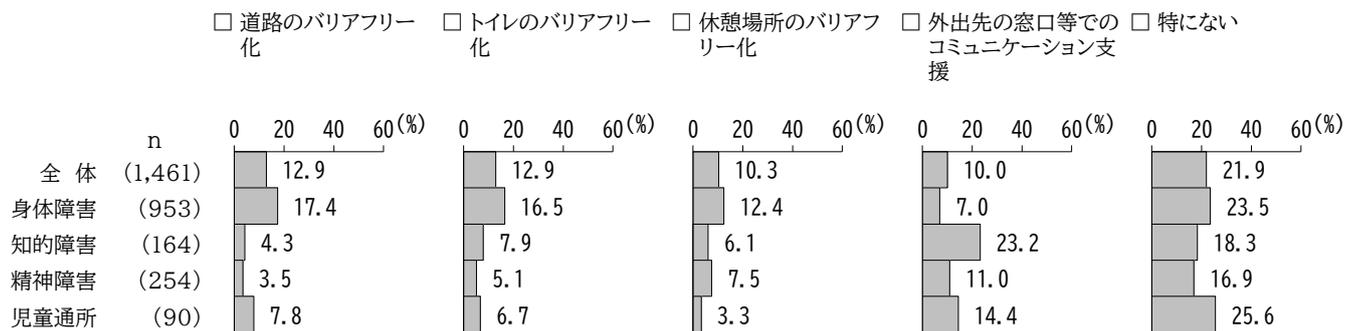
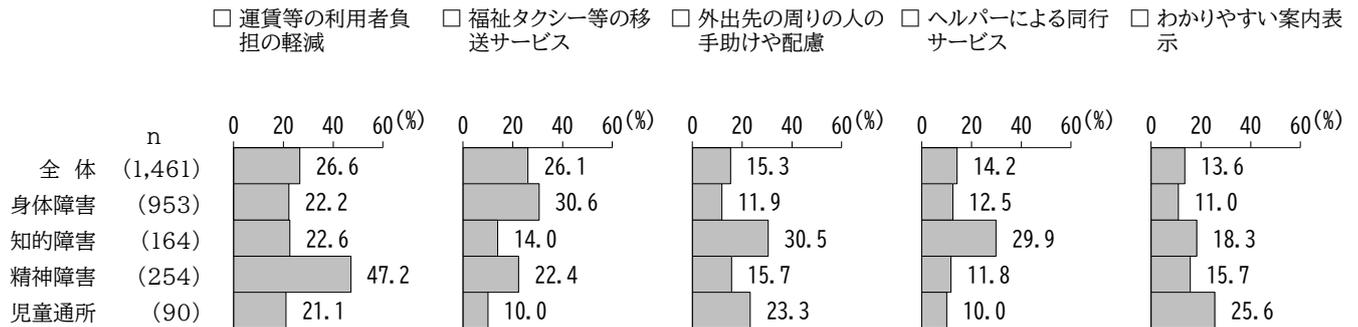
(複数回答/上位9項目+「働く予定はない」)



## 日中の過ごし方について

◆外出しやすくなるための環境整備やサービスの充実：身体障害では「福祉タクシー等の移送サービス」(30.6%)のほか、「運賃等の利用者負担の軽減」、「道路のバリアフリー化」、「トイレのバリアフリー化」が多くなっています。知的障害では「外出先の周りの人の手助けや配慮」(30.5%)、「ヘルパーによる同行サービス」(29.9%)、児童通所では「わかりやすい案内表示」(25.6%)が多くなっています。また、精神障害では「運賃等の利用者負担の軽減」(47.2%)が特に多くなっています。

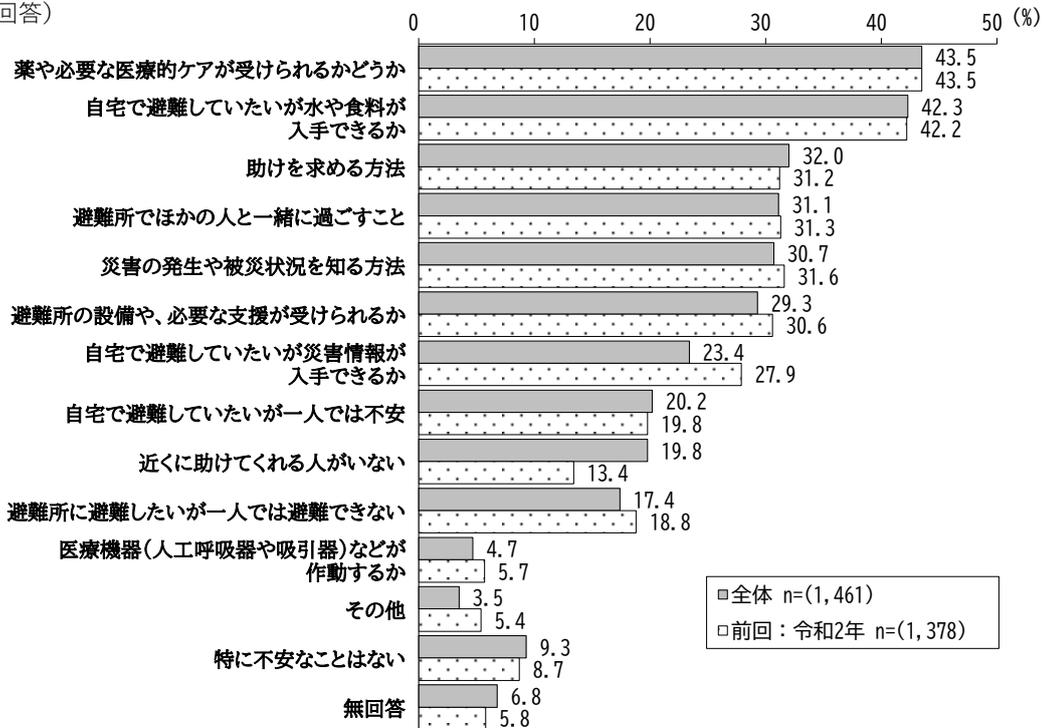
(複数回答／上位9項目＋「特にない」)



# 災害時の避難・対策について

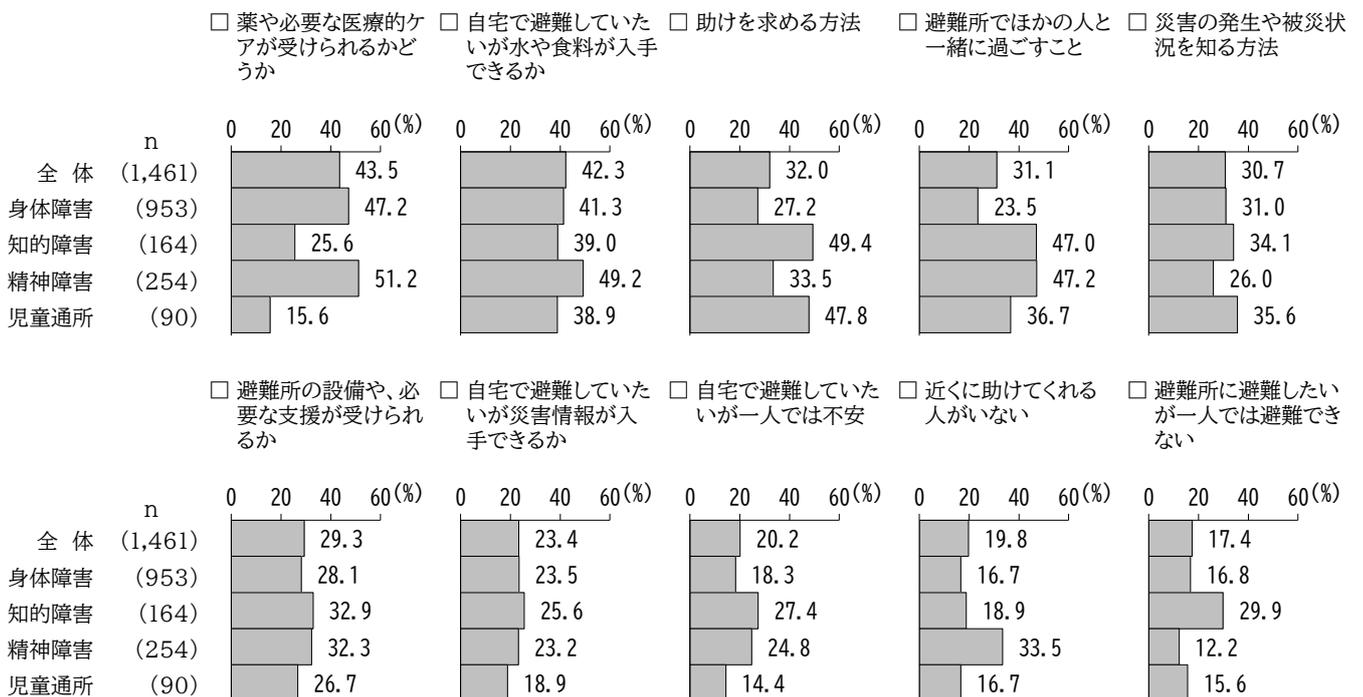
◆災害発生時の困りごとや不安なこと：「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか」(43.5%)、「自宅で避難したいが水や食料が入手できるか」(42.3%)の2項目が4割台で多くなっています。前回(令和2年)との比較では、「近くに助けてくれる人がいない」は前回から6.4ポイント増加しています。

(複数回答)



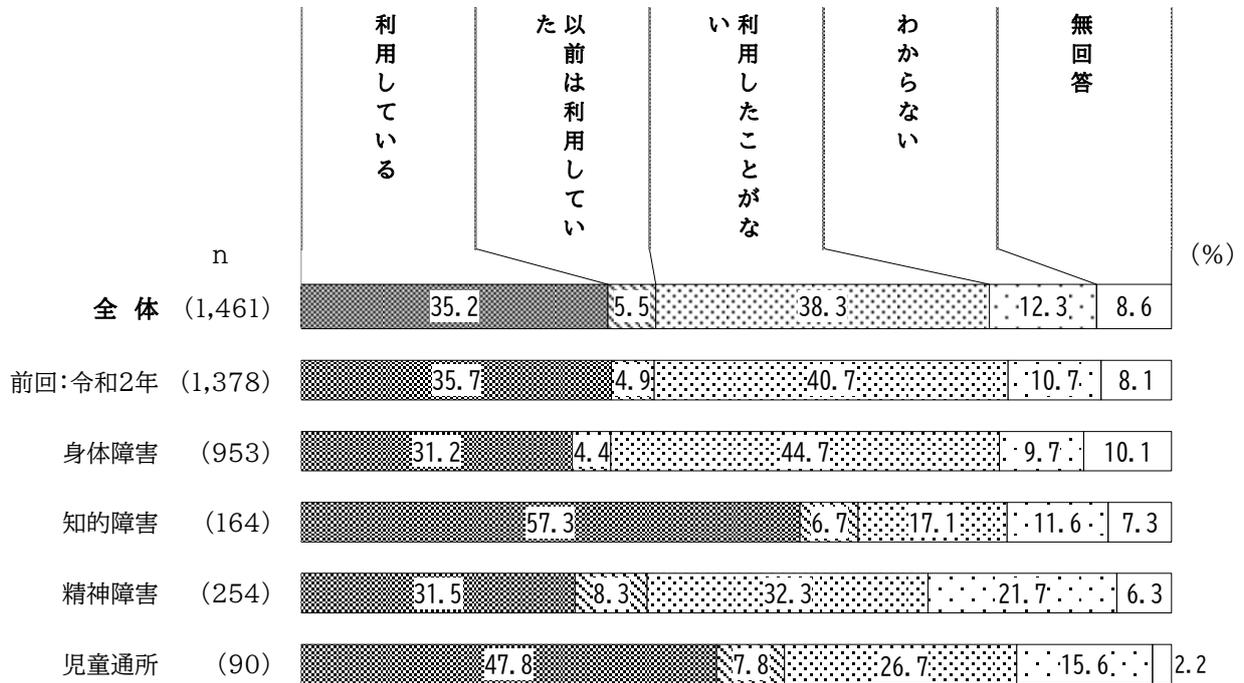
障害区分別にみると、いずれの区分でも「自宅で避難したいが水や食料が入手できるか」が3割から4割台、身体障害と精神障害では「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか」が4割から5割台となっています。

(複数回答/上位10項目)



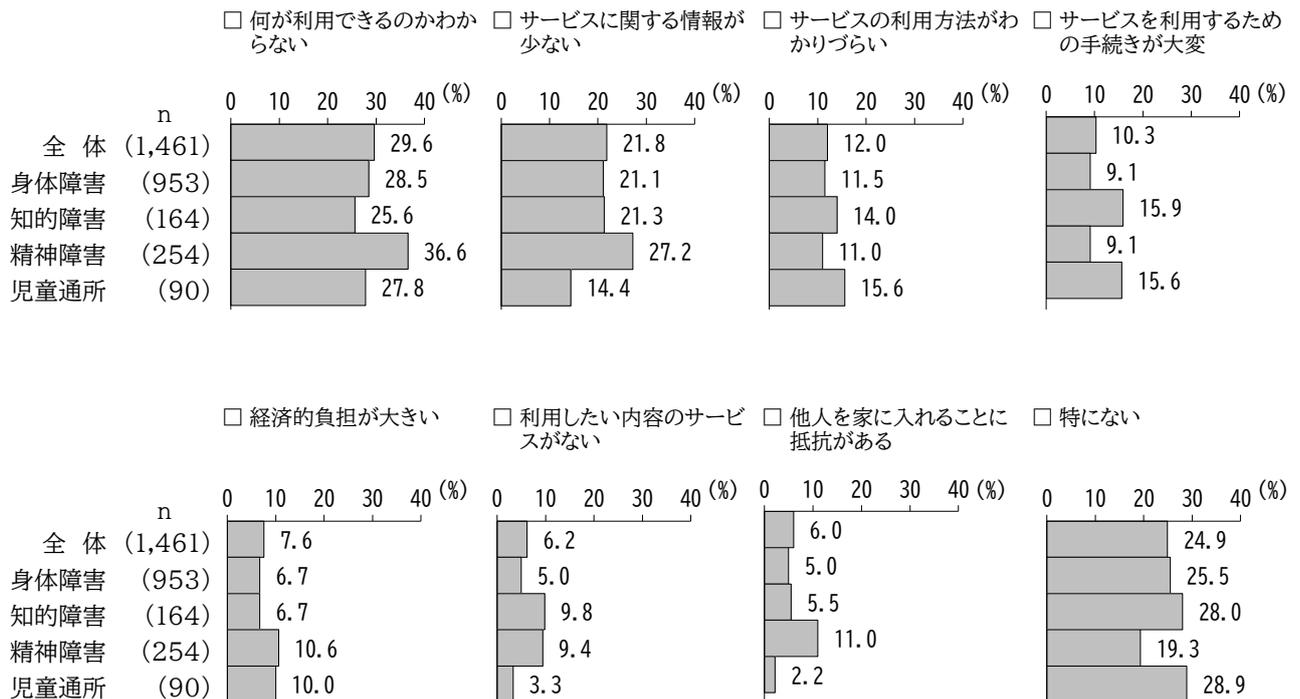
## 障害福祉サービスの利用について

◆障害福祉サービスの利用状況：知的障害と児童通所では「利用している」が4割から5割台、身体障害と精神障害では「利用したことがない」は3割から4割台となっています。



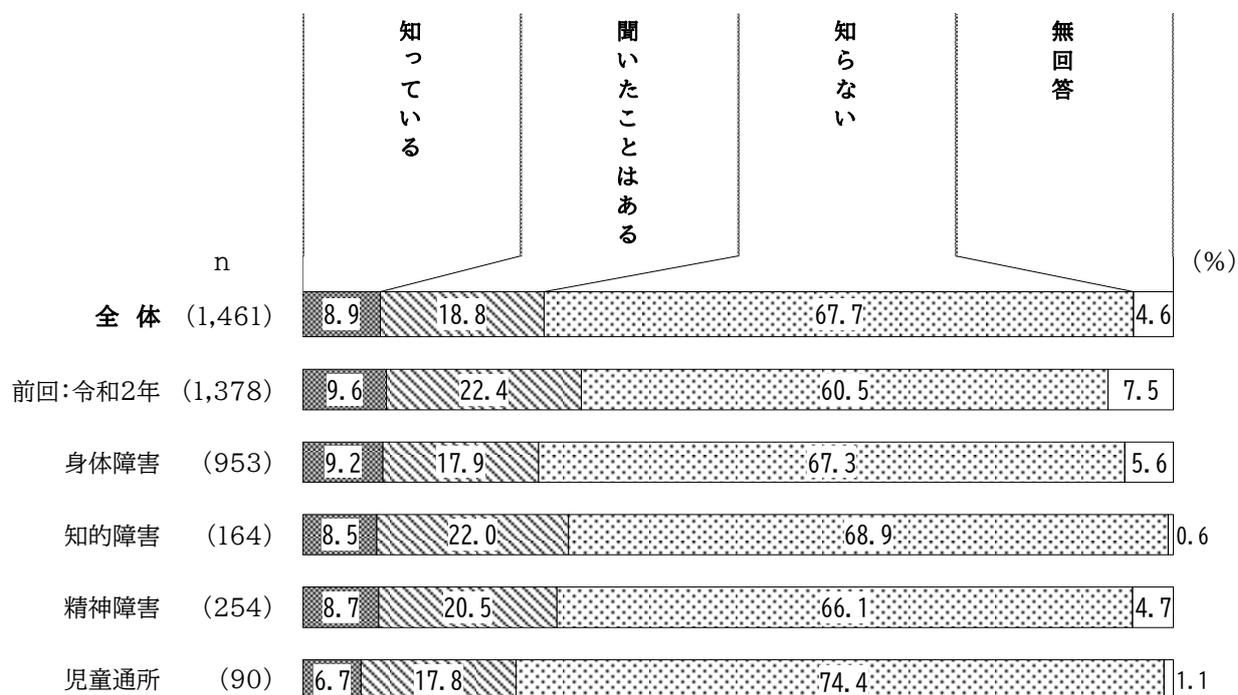
◆障害福祉サービスの利用に際しての困りごとや不便なこと：いずれの区分でも「何が利用できるのかわからない」が多く、特に精神障害で36.6%となっています。身体障害、知的障害、精神障害では「サービスに関する情報が少ない」が2割台となっています。また、「特にない」は児童通所、知的障害、身体障害で2割台となっています。

(複数回答／上位7項目＋「特にない」)

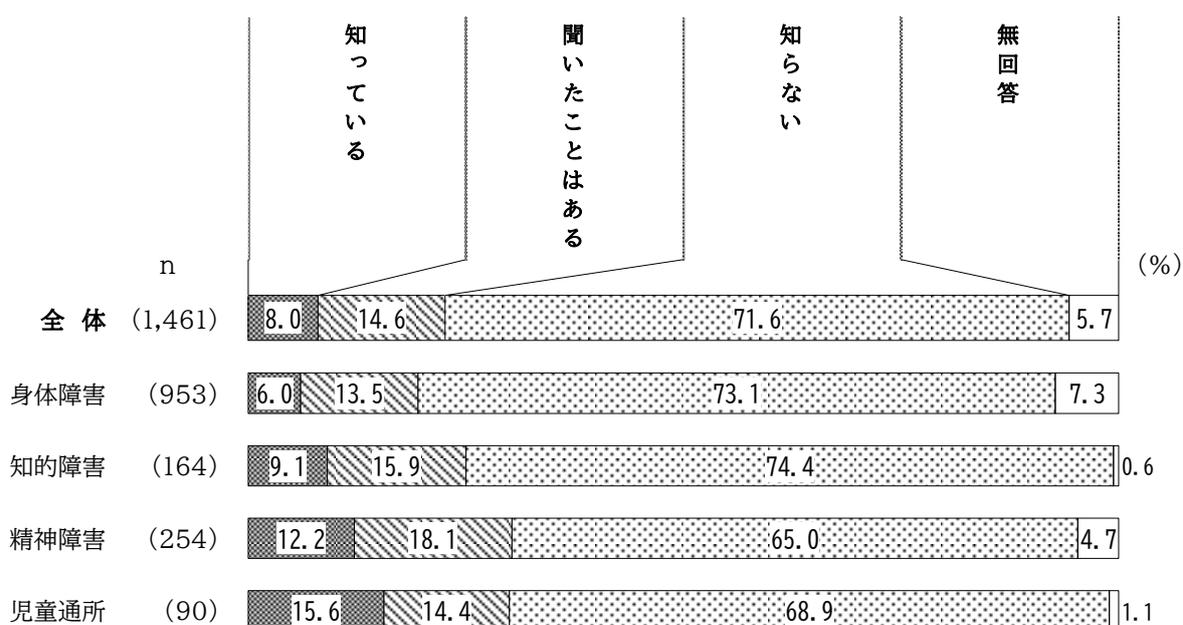


## 障害者差別について

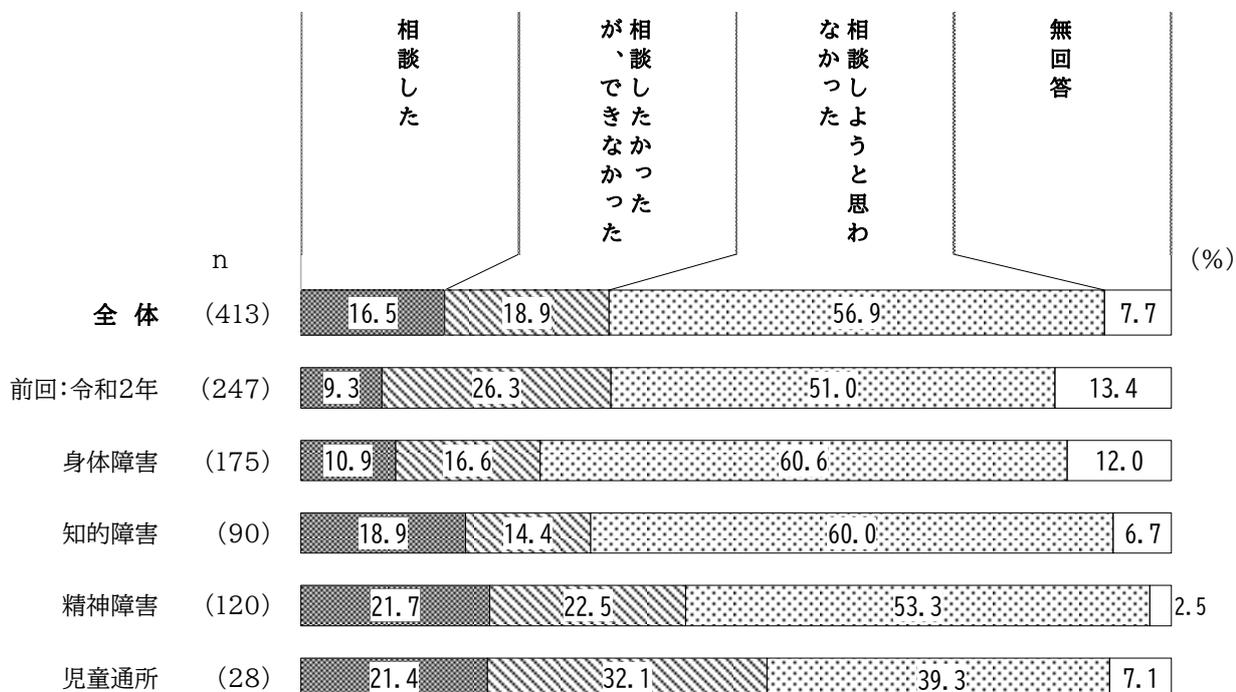
◆障害者差別解消法の認知：いずれの区別も「知っている」が1割未満であり、「知らない」が6割以上となっています。前回（令和2年）との比較では、「知らない」は前回から7.2ポイント増加しています。



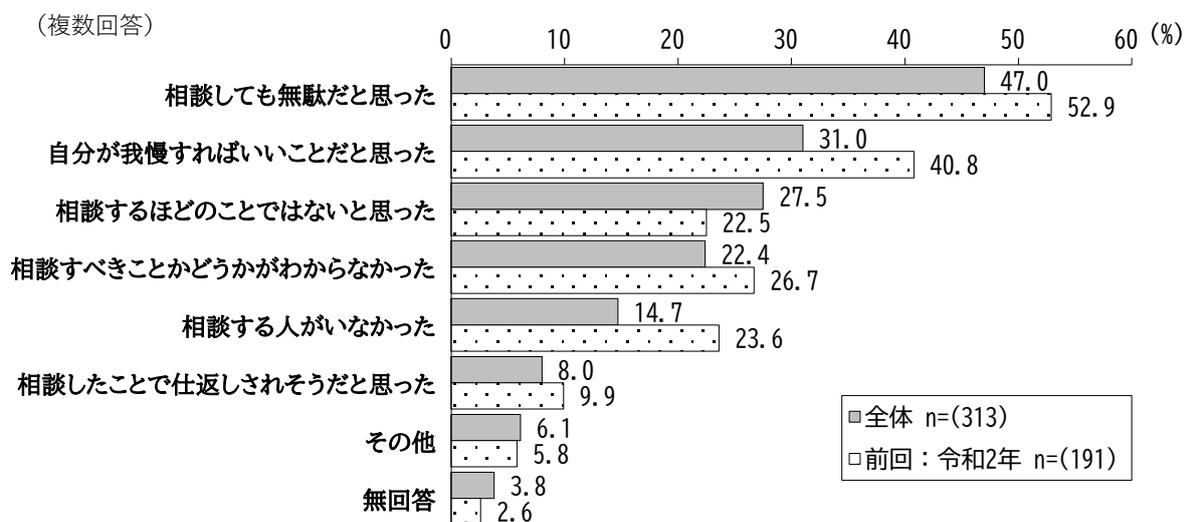
◆合理的配慮の認知：いずれの区別も「知らない」が6割以上となっています。精神障害、児童通所では「知っている」が1割台となっています。



◆差別を受けたときの相談経験〔差別を感じたことが《ある》人〕：「相談した」は前回（令和2年）から7.2ポイント増加しています。一方で、「相談したかったが、できなかった」は前回から7.4ポイント減少しています。精神障害、児童通所では「相談した」が2割台、「相談したかったが、できなかった」が2割から3割台となっています。身体障害と知的障害では「相談しようと思わなかった」が6割台となっています。



◆相談しなかった（できなかった）理由〔相談できなかった/しようと思わなかった人〕：「相談しても無駄だと思った」が47.0%と最も多くなっています。「相談するほどのことではないと思った」は前回（令和2年）から5.0ポイント増加しています。一方で、「自分が我慢すればいいことだと思った」、「相談する人がいなかった」、「相談しても無駄だと思った」は前回から5ポイント以上、いずれも減少しています。



## 障害者施策に関する意見や要望

◆市の障害者（児）福祉のために充実させていくべきこと：「身近で利用しやすい相談支援」はすべての区分で共通してあげられ、「年金や手当、医療費助成などの経済的支援」、「地震や台風など災害時の支援」、「就労に関する支援、就労の場の確保」も多くの障害区分で共通してあげられています。身体障害ではこの他、「市内の医療・リハビリテーション体制」、「介助している家族への支援（緊急時の対応など）」が、知的障害では「入所施設の整備」、精神障害では「インターネットやSNSを活用した情報提供」があげられるなど、障害区分によって求められる施策に違いもみられます。

(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,461	年金や手当、医療費助成などの経済的支援 41.5	身近で利用しやすい相談支援 37.9	地震や台風など災害時の支援 29.0	介助している家族への支援 18.5	市内の医療・リハビリテーション体制 15.9
身体障害 n=953	年金や手当、医療費助成などの経済的支援 40.9	身近で利用しやすい相談支援 35.4	地震や台風など災害時の支援 32.3	市内の医療・リハビリテーション体制 21.1	介助している家族への支援 20.9
知的障害 n=164	身近で利用しやすい相談支援 41.5	年金や手当、医療費助成などの経済的支援 34.8	就労に関する支援、就労の場の確保 30.5	入所施設の整備 27.4	地震や台風など災害時の支援 23.8
精神障害 n=254	年金や手当、医療費助成などの経済的支援 55.9	身近で利用しやすい相談支援 44.9	就労に関する支援、就労の場の確保 28.0	地震や台風など災害時の支援 26.8	インターネットやSNSを活用した情報提供 21.7
児童通所 n=90	児童の療育や保護者への支援 63.3	小中高生の放課後・休日に利用できるサービス 47.8	身近で利用しやすい相談支援／学校教育における交流や福祉教育、インクルーシブ教育 37.8		就労に関する支援、就労の場の確保 30.0

## 5 団体ヒアリング結果

### (1) 実施概要

- ・実施期間：令和5年8月8日
- ・実施方法：事前にヒアリングシートを配布・回収、調書をもとに団体ごとのヒアリングを実施
- ・参加団体：蕨・戸田地区精神保健福祉家族会雑草クラブ、蕨障害児（者）を守る会、蕨市視覚障害者協会、蕨市聴覚障害者協会

### (2) 意見内容（主なもの）

#### 1 団体活動について

##### 【会員不足】

- ・団体のことを多くの人に知ってもらい、障害者を持つ家族の悩みや課題を共有したい。
- ・会員の高齢化により、活動をすること自体が難しくなっている。
- ・自発的活動支援金事業補助金の人数による基準を下げしてほしい。（現在は10人以上の団体が対象）
- ・入会希望者はいるが、コロナが収まってから入会してもらう予定。
- ・会員の高齢化が進んでいるため、今後の手話講習会などの講師を担えるかどうかは課題である。埼玉はどこの地域も同じような課題を抱えていると聞いている。

##### 【団体の周知について】

- ・周知方法が思いつかない。
- ・会員が増えないため、普及活動をして増やしたい。
- ・市の広報に掲載したが、反応は特になかった。

#### 2 新型コロナウイルス感染症による影響について

- ・コロナ禍で定例会を開催できなかった。これから実施していく予定。
- ・集まるのは総会、新年会のみで、それ以外の活動は自粛している。
- ・コロナ禍から3年ぶりに手話サークルと上映会を行った。9月にはバスツアーを計画。

#### 3 障害のある人をめぐる状況と必要な支援等について

##### 【自立して生活していく上での課題】

- ・障害に対する周囲の理解が薄い。
- ・障害者に接する人、関わる人には障害者をよく知ってほしい。

- ・ 障害者を助けてあげたいと思いながら、上から目線で話す人がいる。健常者も距離を置くし、障害者も構えてしまう。健常者が一方的に悪いわけではなく、障害者も態度を改める必要があるのかもしれない。
- ・ 広報紙の情報について、公民館の申込方法は電話だけなので、FAXも追加してほしい。
- ・ スーパー、コンビニ等で難聴者に対する理解が足りていないと感じる。

#### 【必要な支援】

- ・ 自立訓練事業所の開設と増員。グループホームの開設。
- ・ 単身世帯の人は障害年金のみで暮らしていくことが厳しいため、家賃補助を出してほしい。
- ・ 障害者の作品展等を企画して、障害者の情報を広める機会を設けてほしい。売ることが前提でないとなかなか就労に結びつかないため、展示だけではなく、販売してもいいと思う。新庁舎のカフェには期待している。
- ・ スマホ等を持っていない障害者もいるため、地震や災害が発生した場合には、公的機関や公民館にはパトライトを使ってほしい。避難所を知りたい人もいる。

## 4 差別をされた経験

- ・ 障害者枠で就職したものの、偏見を持たれるなどで職場に馴染めず退職した人がいる。
- ・ 障害者本人が気にし過ぎている、被害妄想が激しいケースもあるのではないかな。
- ・ SNSで障害者（特に身体、知的）の真似をしている人がいる。
- ・ ヘルプマークをつけていても優先席を譲ってもらえない。
- ・ 障害者を一人前の人間と思っていない人もいるが、気にしないようにしている。
- ・ スーパーやコンビニで自分が聞こえないことを説明しても、ポイントカードの有無を聞かれない。あるコンビニでは指差しシートがあるが、大型スーパーにはそれがない。会計時にパネルをタッチするシステムは良いが、音でカウントするシステムはろう者には分からない。やり方を店員に聞いても「押せばいい」と言われて、聞こえないことへの理解がないと感じた。
- ・ 病院、耳鼻科、補聴器の店の人が手話を知らない、難聴への知識がない。

## 5 障害福祉サービスについて

#### 【移動について】

- ・ 精神障害者2級の人にもタクシー運賃助成を設けてほしい。他市では20年前からタクシー助成制度があり、対象も2級にまで増えている。また、福祉金（毎月3,000円）を増やしてほしい。
- ・ 保護者が高齢になり車を手放すことが多くなると思うが、送迎が必要な時に車がなくても使いやすいサービスがあると良い。

## 【その他】

- ・戸田市では自立支援医療の半額を補助している。蕨市でもやってほしい。
- ・有償のサービスでも、情報を周知すれば使う人が増えるのではないか。
- ・音読代筆を利用しているが、人選をよく考えて派遣してほしい。人員を養成する機関や部署があると良い。
- ・手話通訳派遣事務所にバスで行くが、高齢のろう者は行くことがなかなか難しい。そのため、遠隔手話通訳タブレットが利用できると良い。

## 6 今後の活動について

- ・コロナが5類になり、いろいろな講座を開催したいので、行政のご協力をお願いしたい。
- ・会員が少ないため、今の活動で精いっぱいである。
- ・若い世代の人たちは、話せる・相談できる場所を求めているため、その対応をしていきたい。
- ・会員を増やしたい。
- ・専任手話通訳者の募集をかけたが申込はなく、市の広報にも掲載したが反応はなかった。今の募集方法では限界があるため、直接お願いすることが必要である。(国立リハビリテーションセンターの卒業生に直接声掛けをするなど)
- ・県内の講習会アシスタントを登録通訳者が担っているが、蕨市の場合は半分が高齢者であり、今後のことを考えると年齢的に大変である。

## 7 市への要望・意見について

- ・これまで通りの支援を継続してほしい。
- ・障害者雇用促進法で一定の割合以上の障害者を雇うよう義務付けられているが、その義務のためだけに障害者を雇うことはやめてほしい。雇用するのであれば、障害についての理解や指導方法をきちんと勉強してほしい。
- ・市内に、入院可能な精神科病院があると良い。
- ・市から入所施設の一覧表が届いたが、空き情報が分からず活用方法が分からなかった。
- ・グループホームを利用しており、本人が病気の際は家に戻るが、親がいなくなった際の対処方法が気がかりである。
- ・制度はたくさんあるが分かりづらいため、情報の周知方法を検討してほしい。誰もが制度、サービス、相談先が分かるような流れ・フローが必要ではないか。
- ・毎年度の予算要求前に本日のような話し合いやヒアリングを行ってほしい。予算が必要な経緯や理由をお話したい。
- ・手話通訳者について、新しい人がきたら3か月はサポートをして、以降は独り立ちという流れがあるが、短すぎるように感じる。なかなか続かない人が多いことから、1年間のサポートが必要ではないか。

## 第 3 章

# 障害福祉サービス等の推進



# 1 数値目標（成果目標）・活動指標

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、市では、県の考えも踏まえながら、令和8（2026）年度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

## （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 国の指針（考え方）

- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
- ・ 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

### 市の考え方

- 地域生活移行者については、国の考えに基づき、以下の目標を設定します。
- 国基本指針の考え方にある施設入所者の削減数の目標については、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な方が多数入所待ちをしている状況から、県の考え方と同様、設定しません。

項目	目標
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数52人のうち、令和8年度末までに6%（4人）以上の人を地域生活に移行する。

### 【目標達成のための取組】

- ・ 市では、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、国・県の考えに基づき、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数52人の7.7%、3か年で合計4人が地域移行支援を受けて地域生活へ移行することを目標値とします。
- ・ 目標値の達成に向けては、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、入所中から地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指します。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の指針（考え方）

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

### 市の考え方

- 基本指針で国から求められている項目は、県が指標の設定を行うため、市では設定を行いません。
- 引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### 【目標達成のための取組】

- ・精神障害のある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。
- ・令和5年度に南部保健所の協力のもと、地域包括ケアシステム構築推進にかかる協議の場を、地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会を活用して設置しました。

項目	活動指標
協議の場の開催回数	年1回
協議の場の参加者数	15人
協議の場における目標設定と検証実施	年1回 PDCA サイクルにより評価実施

### (3) 地域生活支援の充実

#### 国の指針（考え方）

- ・ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・ 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### 市の考え方

- 障害のある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援への更なる充実が求められます。地域生活支援拠点等を令和8（2026）年度末までに1か所確保し、機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

#### 【目標達成のための取組】

- ・ 多様な就労の場の創出、グループホームをはじめとする居住サービスの整備、医療との連携の強化などに向け、市内の様々な機関との連携をさらに推進します。
- ・ 地域自立支援協議会を中心に、市内の事業者が一緒になって、より充実した機能を提供できるよう、地域生活支援拠点等の確保を進めます。

項目	目標
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制	有
運用状況の検証・検討実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施
強度行動障害を有する者に関する支援体制	有

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の指針（考え方）

- ・ 一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。  
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上  
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍以上  
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上の事業所
- ・ 就労定着支援事業利用者：令和3年度の1.41倍以上
- ・ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上の事業所

### 市の考え方

○ 国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】 5人 【令和8年度目標】 9人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の1.31倍以上 【令和3年度実績】 4人 【令和8年度目標】 6人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.29倍以上 【令和3年度実績】 0人 【令和8年度目標】 1人以上 ※実績が0人のため、1.29倍以上が目標値だが1人とする。
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】 1人 【令和8年度目標】 2人以上
就労移行支援事業所数	一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所の割合 令和8年度事業所数の5割以上 【令和8年度目標】 5割以上（3事業所中2事業所）
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 令和3年度実績の1.41倍以上 【令和3年度実績】 14人 【令和8年度目標】 20人以上

就労定着率※2	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業数の割合 【令和8年度目標】就労定着率7割以上の事業所を全体の2割5分以上 (1か所中1か所)
---------	--

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

### 【目標達成のための取組】

- ・ 地域自立支援協議会での検討をもとに、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、更には再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。
- ・ 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、様々な関係機関と連携を図ります。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 国の指針（考え方）

- ・ 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- ・ 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 市の考え方

- 市ではすでに児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援の実施をしています。
- また、医療的ケア児のための協議の場を 1 か所設置しているとともに、関連分野の支援と調整のためのコーディネーターを令和元（2019）年度より 2 名配置しています。
- 医療的ケア児への支援について、引き続き検討し、充実していきます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和 5 年度：1 か所 → 令和 8 年度：1 か所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和 3 年度： 児童発達支援 0 / 放課後等デイサービス 1 令和 8 年度： 児童発達支援 1 / 放課後等デイサービス 1
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

## 【目標達成のための取組】

- ・ 児童発達支援センター、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域自立支援協議会とも連携しながら、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において支援策を検討します。
- ・ 子どもの発達に課題や不安を持つ保護者が増えていることから、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保していきます。
- ・ また、障害のある人の家族の不安解消を図り、適切な相談支援を行うため、ペアレントメンターの養成支援をおこないます。

項目	活動指標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム受講者数	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人
ペアレントメンターの人数	1人
ピアサポート活動への参加人数	3人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 国の指針（考え方）

- ・ 基幹相談支援センターについて、令和8年度末までに、各市町村に相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化、個別事例の支援内容の検証を実施する。

### 市の考え方

- 日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口として基幹相談支援センターを設置しています。様々な障害福祉サービスや資源とも連携し、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

### 【目標達成のための取組】

- ・ 基幹相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実と周知を図ります。
- ・ 協議会における個別事例・地域課題への検討を通じて、地域における障害のある人への支援体制の整備を着実に進めていきます。
- ・ アンケート結果からは、「身近で利用しやすい相談支援」の充実が求められています。
- ・ 各機関の役割を明確にし、周知・啓発を行うとともに、適切に相談員を配置していきます。
- ・ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ・ 地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対する基幹相談支援センターによるバックアップや研修等による人材育成への支援などを実施し、より身近な相談支援体制を強化します。

【提供体制の整備見込量】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数		1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数		4件	5件	5件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数		2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数		6回	6回	6回
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数		3回	3回	3回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数	6回 8事業者	6回 9事業者	6回 9事業者
	専門部会の設置数、実施回数	4部会 22回	4部会 22回	4部会 22回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の指針（考え方）

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

### 市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

### 【目標達成のための取組】

- ・利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市職員を参加させます。
- ・市や県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市内サービス提供事業所職員の参加を促します。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用して事業所と共有する場を設けます。
- ・障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

### 【提供体制の整備見込量】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## 2 障害福祉サービス等の見込量

### (1) 訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービスの見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間数	1,409	1,615	1,700	1,785
	人数	88	95	100	105
重度訪問介護	時間数	701	700	700	700
	人数	4	4	4	4
同行援護	時間数	231	240	240	240
	人数	15	16	16	16
行動援護	時間数	527	528	550	572
	人数	21	24	25	26
重度障害者等包括支援	時間数	0	12	12	12
	人数	0	1	1	1

#### 【見込量を確保するための方策】

- ・ 相談支援の充実によるサービス利用者の増加のほか、施設や精神科病院からの地域移行の促進による在宅サービスの増加に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・ 特に、重度障害のある人や精神障害のある人に対する「重度訪問介護」や「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービス提供事業者が不足しているため、今後事業者にも参入促進を依頼していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	1,066	1,296	1,332	1,368
	人数	69	72	74	76
自立訓練 (機能訓練)	人日分	42	45	45	45
	人数	3	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人日分	150	170	187	204
	人数	10	10	11	12
就労選択支援	人数		1	1	1
就労移行支援	人日分	480	576	612	648
	人数	28	32	34	36
就労継続支援 (A型)	人日分	294	360	400	440
	人数	16	18	20	22
就労継続支援 (B型)	人日分	1,616	2,070	2,160	2,250
	人数	107	115	120	125
就労定着支援	人数	9	12	13	14
療養介護	人数	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	人日分	184	280	300	320
	人数	23	28	30	32
短期入所 (医療型)	人日分	2	2	2	2
	人数	1	1	1	1

※生活介護は施設入所者の利用者を除く

【見込量を確保するための方策】

- ・生活介護事業の提供体制の確保については、市の重要な課題として認識し、市の施設を利用して実施します。
- ・短期入所事業については、近隣の事業者との連携を強化して供給体制を確保します。
- ・自立訓練等の専門的なサービスを利用できる施設は限られているため、障害保健福祉圏域での活動の場の確保を図ります。
- ・サービスの提供に向けて、事業所の移行等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促します。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービスの見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0	1	1	1
共同生活援助	人数	59	65	67	69
内、重度障害者の共同生活援助	人数	5	6	6	6
施設入所支援	人数	54	55	56	57

#### 【見込量を確保するための方策】

- ・当事者団体や関係者と協力し、市内のグループホームの設置・運営を支援します。
- ・サービス提供が必要になった際に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、障害保健福祉圏域でのサービス提供事業者の活用を図ります。
- ・また、市内または近隣市で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を呼びかけていきます。
- ・障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、強度の行動障害や重度の障害のある人にとって必要な「障害者入所施設」の整備について、社会福祉法人、近隣自治体、当事者団体や関係者と連携し、市内や近隣市における入所施設、グループホーム等の暮らしの場の確保に取り組みます。

## (4) 相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害のある人であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

### 【サービスの見込量】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	388	408	418	428
地域移行支援	人数	0	2	2	2
地域定着支援	人数	0	1	1	1

### 【見込量を確保するための方策】

- ・ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ・ 計画相談支援については、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援に関しては、制度の周知や在宅の受け皿となる提供事業者の確保に取り組んでいきます。

## (5) 障害児通所支援

### 【サービスの概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

### 【サービスの見込量（1月当たり）】

サービス名	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	1,014	1,080	1,180	1,290
	人数	93	108	118	129
医療型児童発達支援	人日分	0	5	5	5
	人数	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	1,733	1,896	2,076	2,280
	人数	126	158	173	190
保育所等訪問支援	人日分	77	48	52	56
	人数	28	24	26	28
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	2	2	2
	人数	0	1	1	1
障害児相談支援	人数	243	320	360	400
コーディネーターの配置	実人数	2	3	3	3

※障害児相談支援は、年間当たりの見込量

### 【見込量を確保するための方策】

- ・ 障害児通所支援のサービスを必要とする人がサービスを利用できるよう、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・ 障害児相談支援についても、計画相談支援事業同様、市内事業所に対して特定相談支援事業所の指定を促すとともに、他市の事業所の参入を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・ 地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援を行う児童発達支援センターを中心に、子ども・子育て支援事業計画における施策との整合を図りながら、地域における療育支援の体制整備について検討します。
- ・ 急増する医療的ケアが必要な子どもには、関連機関を調整する専門知識を持ったスタッフが必要であり、地域全体で医療的ケアが必要な子どもを支えるため、コーディネートを行う相談支援専門員を配置し、必要なサービスが受けられるよう支援します。
- ・ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを検討します。

## (6) 地域生活支援事業

### 【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を地域住民に対して行います。
自発的活動支援事業	地域における自発的な活動を支援することで「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、地域自立支援協議会相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話通訳者の養成・研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。

【事業の見込量（年間）】

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業 基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施か所数	3	3	3
	実施か所数	1	1	1
	実施か所数	1	1	1
	実施か所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		延利用件数	5	5
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	準備検討	準備検討
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	延利用件数	288	308	328
	延利用件数	12	12	12
	実施の有無	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1	1	1
	給付件数	10	10	10
	給付件数	1,400	1,400	1,400
	給付件数	8	8	8
	給付件数	1,400	1,400	1,400
	給付件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		研修終了人数	25	27
移動支援事業	実利用者数	750	750	750
	延利用時間	13,500	13,500	13,500
地域活動支援センター事業	市内センター利用	実利用者数	65	65
	市外センター利用	実利用者数	2	2
訪問入浴サービス事業		延利用件数	192	192
更生訓練費給付事業		給付件数	250	262
日中一時支援事業		延利用件数	260	272
社会参加促進事業				
自動車運転免許取得助成事業		延利用件数	1	1
自動車改造助成事業		延利用件数	1	1

## 【見込量を確保するための方策】

- ・市内の委託している相談支援事業所に相談支援専門員を増員するよう要請していきます。
- ・一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、市内の相談支援事業者の体制強化を図ります。
- ・地域自立支援協議会や各専門部会での協議をもとに、より困難なケースや権利擁護への対応ができるよう、関連機関との連携強化に努めます。
- ・成年後見制度利用支援事業については、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。
- ・従来から手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業、要約筆記者派遣事業を行っており、引き続き十分な対応ができるよう実施していきます。
- ・日常生活用具給付等については、引き続き障害のある人のニーズにあった種目の適正な給付・貸与を行っていきます。
- ・介護給付費の事業では対応できない移動サービスに対して移動支援事業を行っています。引き続き必要な方に実施します。
- ・日中一時支援事業については、短期入所の日中預かりの受け皿として実施しています。介護給付・夜間保護事業との調整を図りながら、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・社会参加促進事業として、自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造助成事業を引き続き実施します。

## 第 4 章

# 計画の推進



# 1 計画の推進のために

## (1) 障害のある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、蕨市地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

## (2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民の障害についての正しい理解を更に深めていく必要があります。

社会福祉協議会や当事者団体とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

# 2 推進体制の整備

## (1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

## (2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

更に、蕨市地域自立支援協議会を活用し、市内の障害福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

### **(3) 計画の点検・管理体制**

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

### **(4) 国・県との連携**

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

# 資料編



# 1 蕨市障害福祉計画等策定懇談会設置要綱

## （設置）

第1条 蕨市における第7期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定により定める計画をいう。）及び第3期障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市障害福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

## （組織）

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## （庶務）

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

## （委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### （この要綱の失効）

2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

## 2 蕨市障害福祉計画等策定懇談会委員名簿

(順不同)

NO	委員名	所属分野	所属団体
1	◎ 濱畑 芳和	学識経験者	立正大学
2	○ 鹿子木 順子	福祉関係者	蕨障害児(者)を守る会
3	尾崎 節子	福祉関係者	蕨市身体障害者相談員
4	安彦 幸江	福祉関係者	蕨市視覚障害者協会
5	進藤 ちどり	福祉関係者	蕨市聴覚障害者協会
6	小川 君子	福祉関係者	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ
7	佐々木 美奈子	福祉関係者	(福) 戸田蕨福社会 あすなろ学園
8	大櫛 モヨ子	福祉関係者	(福) 蕨市社会福祉協議会
9	大槻 知也	保健医療関係者	埼玉県南部保健所
10	小島 裕子	福祉関係者	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
11	沖田 昭治	公募委員	

◎会長 ○副会長

### 3 計画策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
令和5年6月20日(火)	第1回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期蕨市障害福祉計画、第3期蕨市障害児福祉計画の策定について</li> <li>・策定の趣旨説明</li> <li>・スケジュールの確認</li> <li>・アンケート調査票(案)の検討</li> </ul>
令和5年7月7日(金) ～7月28日(金)	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査 (身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童通所支援利用者)</li> </ul>
令和5年8月8日(木)	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4団体から意見聴取</li> </ul>
令和5年8月29日(火)	第2回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート回収率の報告について</li> <li>・団体ヒアリング実施結果について</li> <li>・第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の実施状況について</li> </ul>
令和5年11月14日(火)	第3回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の検討</li> </ul>
令和5年11月27日(火) ～12月18日(月)	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメント実施</li> </ul>
令和6年1月16日(火)	第4回策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>

第7期蕨市障害福祉計画  
第3期蕨市障害児福祉計画

令和6年3月発行

---

【編集・発行】蕨市健康福祉部福祉総務課

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL 048(433)7754

FAX 048(444)2949